

令和6年4月9日

保護者様

伊丹市教育委員会事務局 こども未来部  
 幼児教育保育室 幼児教育推進課

インフルエンザの感染による「登園届」について

拝啓 春暖の候、保護者の皆さまにおかれましてはますますご壮健のことと存じます。

さて、幼稚園・こども園・保育所(園)は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場であるため、感染症が発生した場合は、感染拡大のリスクが高くなります。

園児がインフルエンザにかかった場合、学校保健安全法施行規則に規定する登園停止の期間の基準に準じて、感染のおそれがなくなるまで、登園停止させることができるようになっていきます。これに基づき、発症から5日を経過し、かつ、解熱日から3日を経過するまで登園することはできません。つきましては、インフルエンザに罹患した場合、保護者の方が登園届を記入し、園へご提出ください。

【インフルエンザと診断された際の出席停止期間について】

・発症した後5日かつ解熱をした後3日が経過するまで(発症日は0日と数えます)

例	発症日↓	発症後、最低5日間は登園できません							
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
解熱した日に○をする	発症	○	解熱 1日目	解熱 2日目	解熱 3日目		登園 可能		
日にち	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
解熱した日に○をする	発症				○	解熱 1日目	解熱 2日目	解熱 3日目	登園 可能
解熱後3日を経過するまでは、登園できません									

【登園を再開する際に必要なもの】

・登園届(保護者記載) \*登園届につきましては、市ホームページよりダウンロードも可能です。

登園届(保護者記入)

\_\_\_\_\_ 保育所(園)・こども園・幼稚園

児童名 \_\_\_\_\_

病 名〔 インフルエンザ A型 / B型 / 不明 〕

\*該当するものに○を付けてください

受 診 日〔 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 〕

医療機関〔 \_\_\_\_\_ 〕

「発症した後、5日を経過し」かつ「解熱後3日経過していること」をみだし、児童の健康が回復したため、登園いたします。

【経過】

発症日 ※無症状の場合は、診断日が発症日となります。

日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱した日に○をする									
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱した日に○をする									

保護者名 \_\_\_\_\_

キ  
リ  
ト  
リ

